

下水道使用料改定

新料金は令和3年1月使用分から



下水道事業は、衛生的で快適な環境整備の推進に重要な役割を果たしています。将来に渡って安定的かつ持続的に経営していくため、使用料金を改定（増額）します。使用者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、今後も経費節減など、効率的な下水道事業の経営に努めていきます。ご理解とご協力をお願いします。

☎上下水道経営課
995-1836

改定理由

下水道事業経営状況

下水道事業は、法律で「公営企業」と位置付けられているため、独立採算の原則が適用されます。下水処理に係る費用は、下水道使用料によって賄う必要があります。当市の下水道事業は、下水道事業計画に沿って整備を進めていますが、事業着手から約30年が経過し、施設の維持管理費や県処理場の維持管理負担金などの増大によって、下水処理に係る費用に対して使用料収入の割合が59.7%（平成30年度決算）と低い状態が続いていて、将来に渡って安定的かつ持続的な経営が困難な状況となっています。

税負担の不均衡

使用料収入の不足分については、一般会計からの繰入金（税金など）で補填しているため、下水道サービスを享受していない人との間に税負担の不均衡が生じます。

改定経過

下水道審議会による答申

令和元年度に審議会を開催し、下水道使用料の適正化について審議が行われました。そこで下水道使用料を早期に増額改定することが答申されました。

令和2年9月定例会での審議および議決

先の審議会からの答申を受けて、9月定例会で審議および議決され、下水道使用料の改定に至りました。今回の改定は、事業着手以降初めてとなります。

改定内容

使用料を平均で約21%引き上げます。一般的な平均世帯（1カ月の汚水量20㎥）の場合、月380円（税抜）の増額となります。

新しい下水道使用料は、令和3年3月検針分から適用され、翌4月に請求します。

改定効果

市財政の負担軽減

今回の改定で、下水処理に係る費用に対して使用料収入の割合がおおむね10%増加し、経営状況を改善できます。

また、使用料収入の不足分を補填している一般会計からの繰入金が毎年度約4～5千万円程度減額でき、市財政への負担を軽減し、税負担の不均衡の改善が見込まれます。

現在の下水道使用料の料金表と改定後の料金表 （1カ月：税抜）

量	使用料			
	超過分	現行	改定後	差額
10㎥まで		900円	1,090円	190円
10㎥を超え 30㎥（改定後は20㎥）	1㎥につき	100円	119円	19円
20㎥を超え 30㎥	1㎥につき	—	130円	—
30㎥を超え 50㎥	1㎥につき	110円	140円	30円
50㎥を超え 100㎥	1㎥につき	120円	148円	28円
100㎥を超える	1㎥につき	140円	160円	20円

超過分の区分は、負担割合の不均衡を縮小するため、現行区分の「10㎥を超え30㎥」を「10㎥を超え20㎥」に変更し、さらに「20㎥を超え30㎥」を追加しました。

下水道使用料の改定による1カ月当たりの影響額 （税抜）

汚水排水量	現行	改定後	影響額
10㎥まで	900円	1,090円	190円
20㎥	1,900円	2,280円	380円
30㎥	2,900円	3,580円	680円
50㎥	5,100円	6,380円	1,280円
100㎥	11,100円	13,780円	2,680円
200㎥	25,100円	29,780円	4,680円